

■受取人が社員証や健康保険証等、法人に雇用されていることを示すものを持参できる場合

受け取りに行く者(持参人)は法人からの委任を受ける必要はないため、裏面(委任状)への記載は必要ありません。

送付された「県公金送金通知書」の表面へ予め記載例のとおり記入した上で、持参人が法人に雇用されていることが確認できるもの(注1)及び持参人の本人確認書類(注2)をご持参の上、支払場所に記載された金融機関の窓口で還付金をお受け取りください。

なお、住所(所在地)、名称(商号)、組織が変更となった場合は、その履歴(変更前後)が確認できる書類(注3)が必要となります。

- (注1) 持参人が法人に雇用されていることを示す社員証
または、持参人が法人に雇用されていることを示す健康保険証
- (注2) マイナンバーカードや運転免許証など
- (注3) 登記事項証明書など

(記載例)

県公金送金通知書				表面		通信欄	
年度	送金通知年月日	送金通知番号	支				
上記の金額を、この県公金送金通知書と引換えに支払場所においてお受け取りください。				支払場所		収入印紙	
債権者				債権者		栃木県会計管理者印	
様				住所		本書金額を領収しました。年月日	
				氏名		法人の住所・名称・代表者名及び持参人の職(肩書き)・氏名を記入	

注意事項

- 債権者が個人の場合は、表面の受領欄にご自分の住所(又は所在地)と氏名(又は法人名称等)を記入し、指定された銀行の窓口へ提出してください。また、この送金通知書を持参した方について、債権者本人であることをご提示ください。
- 債権者が法人の場合は、表面の受領欄に法人の住所(又は所在地)と氏名(又は法人名称等)を記入し、指定された銀行の窓口へ提出してください。また、この送金通知書を持参した方について、債権者との関係を確認させていただきますので、社員証等をご提示ください。
- 代理人が銀行窓口へ送金通知書を持参する場合は、債権者が下欄の委任状の代理人(窓口に来る人)氏名、債権者の住所(又は所在地)、氏名(又は法人名称等)を記入し、押印してください。表面の受領欄には、代理人が代理人の住所(又は所在地)、氏名(又は法人名称等)を記入して、指定された銀行の窓口へ提出してください。また、この送金通知書を持参した方について、代理人本人であることを確認させていただきますので、運転免許証等をご提示ください。
- 債権者の住所(又は所在地)、氏名(又は法人名称等)が変更になっている場合は、変更内容を確認させていただく必要がありますので、運転免許証の裏面備考欄、住民票又は登記簿等の写しをご提示ください。(代理人の場合も同様)
- この送金通知書を栃木県外(東京都、埼玉県等)において金融機関で受領する場合は、支払場所が「足利銀行全店」となっているものに限ってお取り扱いができません(郵便局を除く)。詳しくは、栃木県のホームページをご覧ください。
- この場合、記載の必要はありません。

委任状	年月日
表面金額の受領を下記のとおり承認する。	
代理人氏名	氏名 印